

登録番号	大分 7238			氏名又は名称	管 隆昭		
作成日	R6/6/11	変更日	1:	2:	3:		

別表 7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止 基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）								
	(○) 単独の判断 出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 <table border="1"><tr><td>2</td></tr></table> m以上 出航地の風速 <table border="1"><tr><td>10</td></tr></table> m以上 出航地の視程 <table border="1"><tr><td>500</td></tr></table> m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 ()	2	10	500	() 団体による判断 出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 <table border="1"><tr><td></td></tr></table> ②上記団体の代表者、連絡先 <table border="1"> <tr><td>代表者</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> ③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおりに記載 ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおりに記載		代表者		連絡先
2									
10									
500									
代表者									
連絡先									
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高 <table border="1"><tr><td>2</td></tr></table> m以上 漁場における風速 <table border="1"><tr><td>10</td></tr></table> m以上 漁場における視程 <table border="1"><tr><td>500</td></tr></table> m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 ()		2	10	500				
2									
10									
500									